

広島県告示第七百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和七年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
わきた小児科	三原市宮浦六丁目六番三八号	令和七年七月一日
医療法人社団八木診療所	尾道市御調町大田三番地	令和七年七月一日
日本調剤 上下薬局	府中市上下町上下九七〇番地三	令和七年六月三〇日
あんどう眼科	三次市三次町一三〇八番地一	令和七年六月一日
エスマイル薬局住吉店	廿日市市住吉一丁目三番二〇号	令和六年九月二三日